

保護者の皆様

平成28年4月12日

錦江町立大根占小学校  
校長 松田 幸裕

携帯電話等の校内持込みについて（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。かねてから本校の教育活動に対しまして御理解・御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、児童の学校への携帯電話の持込みについて、学校としての方針をお知らせいたします。

文部科学省からは、平成21年に下記のような通知が出されており、本校でも原則禁止です。ただし、校区や各御家庭の事情等を考慮して、やむを得ない事情がある場合には、保護者からの申し出により例外的に持込みを認めます。その際、別紙の申請書により誓約していただきます。

つきましては、携帯電話等の校内持込みの必要がある御家庭は、別紙の申請書を提出していただきますようお願いいたします。

記

「学校における携帯電話の取扱い等について」（一部抜粋）

- 文部科学省
- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
  - 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情等も想定される場合は、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請することを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。

# 携帯電話等の持込み申請書

No. \_\_\_\_\_

錦江町立大根占小学校長 殿

次のとおり，携帯電話の持込み許可を申請します。ついては，次の事項を厳守することを，保護者の責任において守らせてます。

平成 28 年 月 日

年	組
児童氏名	
保護者氏名	㊟

申請理由	1 家庭の事情により，下校途中に連絡をとる必要がある。 2 一緒に下校できる子どもが近所には少なく，一人で帰る道のりが長い。 3 通学途中に公衆電話がない。 4 G P S 機能が付いた携帯電話を所持させて，下校途中の安全を確保したい。 5 その他 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span>		
	※ 番号に○を付けてください。(複数可)		
期間	平成 年 月 日	から	平成 29 年 3 月 31 日 まで
携帯電話	種類	キッズ携帯・ジュニア携帯・携帯・スマートフォン その他 ( )	
	会社名	ドコモ a.u. ソフトバンク ウィルコム	
	品番		
	インターネット対応等	可 不可	【フィルタリングの設定 あり・なし】その他の契約内容等 ( )

**【規則】**

- 1 敷地内では一切使用しない。また，親子間の連絡が目的である。
- 2 携帯電話の紛失，盗難，破損等については，全て申請した保護者の責任で対応する。
- 3 登校後すみやかに携帯電話を入れた袋(各自が準備)ごと職員室の所定の場所に置く。
- 4 帰りの会後に職員室で携帯電話を受け取り，ランドセルに入れる。
- 5 携帯電話所持を要因としたトラブルは絶対に起こさない。  
(例：友だちの家に携帯を使って連絡したり，メールや画像等の書き込み等をしたりしない。)

No. _____	携帯電話等の持込み許可証
	年 組
	児童氏名
	保護者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
許可期間	平成 年 月 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日
児童の携帯電話の校内持込みを許可します。但し，規則やモラルを守ることを条件とします。	
平成 28 年 月 日	錦江町立大根占小学校 校長 松田 幸裕 <span style="float: right;">㊟</span>